

岐阜県公報

第 二 千 三 百 二 十 八 号
平成 二 十 四 年 三 月 十 三 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

- 有害図書類の指定 (男女参画青少年課) 一六九ページ
- 道路の区域変更 (道路維持課) 一六九
- 保安林の指定予定 (飛騨農林事務所) 一七〇

公 示

- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 一七一
- 県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 一七二
- 公共測量の実施 (用地課) 一七二
- 公共測量の終了 (同) 一七二

告 示

岐阜県告示第百五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定図書類

種 類	図 書 類 の 題 名	刊 行 年 月	発行所、製作者等
雑 誌	チャンゾロード	2012. 4 月号	株式会社

2 指定年月日

平成24年 3 月13日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月十三日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		美 岐 濃 阜 線		美濃市極楽寺字南出一八 。番四地先から		同 市 同 字 同 一 九 番一地先まで		後 前		二五・〇 二五・八		二九・〇 二九・〇	
後		二五・〇 二五・八		二九・〇 二九・〇		備考							

岐阜県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月十三日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		可 土 児 岐 線		土岐市泉町久尻字石砂酒 二四三二番二六地先から		同 市 同 字 同 一 九 番一地先まで		後 前		二五・〇 二五・八		二九・〇 二九・〇	
後		二五・〇 二五・八		二九・〇 二九・〇		備考							

岐阜県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月十三日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		福 白 岡 川 線		加茂郡白川町黒川字杉之 木八四一六番一地先から		同 郡 同 町 同 字 餅 小 屋四〇八〇番三地先まで		後 前		二五・〇 二五・八		二九・〇 二九・〇	
後		二五・〇 二五・八		二九・〇 二九・〇		備考							

岐阜県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市丹生川町日面字大谷西平一二二
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)	公 示 。大規模小売店舗の新設の届出に関する件 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 なお、その届出書等は平成二十四年三月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。 平成二十四年三月十三日 岐阜県知事 古 田 肇 一 届出年月日 平成二十四年三月五日 二 届出者の氏名又は名称 株式会社三洋堂書店 三 建物の名称及び所在地 三洋堂書店長良店
岐阜市福光西二丁目五番一六号 外 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十四年十一月六日 五 店舗面積 一、五二六平方メートル 六 駐車場の収容台数 六四台 七 荷さばき施設の面積 二七平方メートル 。大規模小売店舗の新設の届出に関する件	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 なお、その届出書等は平成二十四年三月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。 平成二十四年三月十三日 岐阜県知事 古 田 肇 一 届出年月日 平成二十四年三月二日 二 届出者の氏名又は名称 ゲンキー株式会社 三 建物の名称及び所在地 ゲンキー本巢小柿店 本巢市小柿座下起一〇五六番 外 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十四年十一月二十二日

五 店舗面積

二、三九二平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一六台

七 荷さばき施設の面積

一〇〇平方メートル

。県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
連合地区	下呂市役所	平成二四・三・一三から 同 四・一一まで

。公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（世界測地系（測地成果二〇一一）への座標変換）

三 作業期間

平成二十四年一月十三日から

同 年三月三十日まで

四 作業地域

美濃加茂市

。公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

平成二十三年七月二十一日から

同 二十四年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市（蒲田川流域）

。公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（世界測地系（測地成果二〇一一）への座標変換）

三 作業期間

平成二十四年一月十三日から

同 年二月二十九日まで

四 作業地域

美濃加茂市

平成二十四年三月十三日発行

発行所者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一ー

ブイ・アール・テクノセンター